

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成24年10月17日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 10 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	4号機	原子炉補機冷却系第2中間ループ 熱交換器(B)入口弁において、弁シート部漏えいが認められたため、当該弁を点検修理。	GⅢ	
2	4号機	残留熱除去系(B)タイマー3個において、本体外面にヒビ割れが認められたが、機能確認の結果精度に問題ないため、当該タイマーの交換時期に合わせ取替予定。	GⅢ	
3	4号機	原子炉建屋高電導度廃液系サンプ(B)出口流量計において、サンプポンプ(E)運転中にもかかわらず、出口流量の指示が0m <sup>3</sup> /hのまま上昇しない事象が認められたため、当該流量計を点検修理。	GⅢ	
4	4号機	原子炉建屋高電導度廃液系サンプ(C)出口流量計において、サンプポンプ(F)運転中にもかかわらず、出口流量の指示が0m <sup>3</sup> /hのまま上昇しない事象が認められたため、当該流量計を点検修理。	GⅢ	
5	4号機	原子炉建屋高電導度廃液系サンプ(A)出口流量計において、サンプポンプ停止中にもかかわらず、出口流量の指示が6.3m <sup>3</sup> /hのまま指示が変化しない事象が認められたため、当該流量計を点検修理。	GⅢ	
6	4号機	原子炉建屋低電導度廃液系サンプ(A)出口流量計において、サンプポンプ停止中にもかかわらず、出口流量の指示が5.2m <sup>3</sup> /hのまま指示が変化しない事象が認められたため、当該流量計を点検修理。	GⅢ	
7	4号機	原子炉建屋低電導度廃液系サンプ(B)出口流量計において、サンプポンプ停止中にもかかわらず、出口流量の指示が12.3m <sup>3</sup> /hのまま指示が変化しない事象が認められたため、当該流量計を点検修理。	GⅢ	
8	1・2号廃棄物処理設備	洗濯廃液系乾燥機加熱蒸気戻り系配管において、配管接続部に微小蒸気漏えい(汚染無し)が認められたため、当該箇所を点検修理。	GⅢ	
9	1・2号廃棄物処理設備	所内低圧電源設備配電盤(パワーセンター)P/C1WB-1(7C)受電操作スイッチの緑側表示灯において、ソケット不良により表示灯が抜けない事象が認められたため、当該ソケットを点検修理。	GⅢ	
10	3・4号廃棄物処理設備	3号高電導度廃液系受タンクAの攪拌ラインにおいて、ピンホールによる水漏れ(汚染無し:漏れ量7.3リットル)が認められたため、当該攪拌ラインを応急補修し、漏えいを停止及び恒久対策検討。	GⅢ	